

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の 運営規定の追加項目について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録の届出には、運営規定においてその機能を実施する旨の規定が必要なため、石川県障害保健福祉課に「運営規定の変更」の届出をお願いします（特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所は加賀市介護福祉課に届出）。

以下に示す運営規定は記載の参考例であり、各事業者の実態に応じた規定として、内容を理解した上で作成してください。

運営規定の記載例	作成にあたっての留意事項
<p>その他運営に関する重要事項 （地域生活支援拠点等の機能を担う事業者）</p> <p>第●●条 事業者は「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。</p> <p>（1）相談支援に関する機能 特定相談支援事業所などで常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービス等に関する相談支援を行う機能</p> <p>（2）緊急時の受け入れ・対応に関する機能 短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</p> <p>（3）体験の機会・場の提供に関する機能 地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p> <p>（4）「専門的人材の確保・養成」に関する機能 障害者等の高齢化・重度化に対応できる人材確保又は専門的人材の養成を行う機能</p> <p>（5）「地域の体制づくり」に関する機能 地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>	<p>（1）から（5）に記載した役割は参考例であり、地域生活支援拠点等の整備単位ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。</p>